

2023年6月19日

日本共産党中央委員会幹部会 御中  
日本共産党中央委員会幹部会 幹部会委員長 殿  
日本共産党京都府委員会 府委員長 殿  
日本共産党京都南地区委員会 地区委員長 殿

## 審査請求書

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第40条の規定及び日本共産党（以下「党」という。）京都府委員会プライバシーポリシーに基づき、以下のとおり審査請求します。

### 1 審査請求人の氏名・住所（居所）

氏名：松竹 伸幸

住所：

電話番号：

### 2 審査請求に係る決定が発出された日

決定年月日：2023年5月19日

文書名：「保有個人情報開示請求」について

### 3 審査請求に係る決定が発出されたことを知った年月日

2023年5月21日

### 4 審査請求の趣旨及び理由

**趣旨** 上記2に記載の「保有個人情報開示請求」について」（以下「本件不開示決定」という。）において、保有している個人情報を不開示としたことは、認められない。改めて本件対象保有個人情報を特定し、開示するよう求める。

#### 理由

#### (1) 事実認定の前提

前提となる事実を確認すると、以下のとおりである。

#### ア 個人情報の保護に関する法律第57条

個人情報保護法第3条、第33条及び第57条の規定は、以下のとおりである。

(引用開始)

#### 第3条（基本理念）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

#### 第33条（開示）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（略）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。（略）

## 第57条（適用除外）

個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一 ないし三（略）

四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2（略）

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（引用終わり）

## イ 党京都府委員会のプライバシーポリシー

個人情報保護法第57条第3項の規定に基づき、党京都府委員会がウェブサイト<sup>1</sup>で公表しているプライバシーポリシーの規定は、以下のとおりである。

（引用開始）

日本共産党京都府委員会ホームページでは提供された氏名などの個人を識別できる情報については、プライバシー保護のため、厳重な管理のもとに保管し、2に掲げる目的及び提供状況から判断される目的の範囲内で利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

必要に応じて党所属議員、党関係部局や関係党機関と共有させていただくことがあります。また、アンケートなどのデータの作成、日本共産党京都府委員会ホームページなどのサービス改善及び党からの各種のお知らせの発信にも利用させていただきます。

個人情報の取り扱いを外部に委託する際は、委託する個人情報を最小限にとどめ、委託先においても安全管理、秘密保持、再委託禁止などの適切な管理を徹底させます。

個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。

個人情報の取り扱いについては、管理責任者を置き、管理に従事する者への教育・監督をおこない、保護管理の徹底と意識の向上をはかります。

プライバシーポリシーの見直しを定期的におこない改善に努めます。

（引用終わり）

## ウ 個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」における個人情報の定義

個人情報保護委員会がウェブサイトで公開している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」は、「個人情報に該当する事例」<sup>2</sup>として以下の事例を列記している。

（引用開始）

### 【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

<sup>1</sup> <https://www.jcp-kyoto.jp/privacy/>

<sup>2</sup> [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_tsusoku/#a2](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a2)

事例2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例5) 特定の個人を識別できるメールアドレス(kojin\_ichiro@example.com等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example社に所属するコジナイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)

事例6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかつたとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。)

事例7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等で公にされている特定の個人を識別できる情報

(引用終わり)

## エ 保有個人情報該当性に関する総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申

総務省情報公開・個人情報保護審査会(以下「情報公開審査会」という。)は、保有個人情報該当性について、以下の判断を示している。

(ア) 2008年11月27日付け平成20年度(行個)答申第156号の第5の2(3)

(引用開始)

当該文書の記載内容を確認したところ、いずれの文書にも、審査請求人の氏名等の記載は(略)認められない。しかしながら、当該文書の作成目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、(略)審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。したがって、当該文書に記載された情報は、文書ごとにそれぞれ全体として、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(引用終わり)

(イ) 2012年6月4日付け平成24年度(行個)答申第23号の第5の2(1)ア

(引用開始)

法人に対する税務調査に関する情報については、一般に当該法人固有の情報であると解されているが、本件税務調査においては、審査請求人自身が特定法人の税務処理に関する答弁や調査の立会いなどを行っていることからすると、当該税務調査に関する情報については、この全てが特定法人固有の情報であると言うことはできず、審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実に関する情報など、審査請求人と密接に関係のある情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報にも当たると言うべきである。

(引用終わり)

(ウ) 2012年6月4日付け平成24年度(行個)答申第23号の第5の2(2)ウ(イ)

(引用開始)

当該対象外部分(注:当該税務調査の調査項目、検討内容及び調査経過等について記載されている部分)は、当該文書の表題、記載する項目及び国税当局が審査請求人に対して特定法人の税務申告の内容について聴取したことが記載されている部分を除く部分であ

る。文書3-3の3枚目は、国税当局が審査請求人に対して質問し審査請求人が答弁したことを質問てん末書（略）に取りまとめたことについて記載されていることを踏まえると、当該対象外部分は、上記（1）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言うべきである。したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。

（引用終わり）

オ 2011年6月7日付け最高裁判所第三小法廷判決 平成21年（行ヒ）第91号

2011年6月7日付け最高裁判所第三小法廷判決 平成21年（行ヒ）第91号<sup>3</sup>は、一級建築士に対する免許取消処分における理由提示の程度について、以下の判断を示している。

（ア）2008年11月27日付け平成20年度（行個）答申第156号の第5の2（3）

（引用開始）

- 4 （略）行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。（略）

そうすると、建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。

（引用終わり）

（2）本件不開示決定に対する審査請求人の認否・反論

本件不開示決定に対して、以下のとおり反論する。

ア 「あなたからありました「保有個人情報開示請求」について、お答えします。」について

（ア）本件不開示決定は、審査請求人が2023年4月25日付けで行った複数の保有個人情報の開示請求（党中央委員会幹部会委員長に対する開示請求と、②党京都府委員長及び党京都南地区委員長に対する開示請求）のうち、いずれの開示請求に対する決定なのかを特定できる情報が明記されておらず、認められない。

本件不開示決定については、後記ウに記載したとおり「請求内容の（1）（2）についての見解は以下のとおりです。」との記載があることから、②党京都府委員長及び党京都南地区委員長に対する開示請求についての決定である事実が推定されるが、いずれの開示請求に対する決定なのかを特定できる情報を明記した上で、改めて開示決定をするよう求める。（具体的には、当該部分を「あなたが2023年4月25日付けで党京都府委員長及び党京都南地区委員長に対して開示を請求した保有個人情報については、以下のとおりお答えします。」などと変更し、改めて開示決定をするよう求める。）

（イ）不開示とした理由の記載のない不開示決定は、認められない。

<sup>3</sup> [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=81379](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=81379)

審査請求人は、後記イないしキに記載した理由により、本件不開示決定は認められず、改めて本件対象保有個人情報を特定し、全て開示するよう求めるものであるが、仮に、本件不開示決定を維持するのであれば、上記4（1）アに記載した個人情報保護法第3条の規定、上記4（1）イに記載したプライバシーポリシー及び上記4（1）オに記載した最高裁判所の判断（保有個人情報の不開示決定という「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは（略）処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。」）に基づき、

- ① 保有個人情報に該当する資料をそもそも作成・取得していない、もしくは
- ② 作成したが保存期間が経過したので廃棄した、  
などの不存在の理由を付記し、改めて開示決定をするよう求める。

イ 「日本共産党は、個人情報保護法第57条により適用除外となっています。」について

「日本共産党は、個人情報保護法第57条により適用除外となっています。」との回答は、上記4（1）アに記載したとおり、個人情報保護法は政治団体に対して同法の全ての規定について適用を除外しているわけではないこと、及び上記4（1）イに記載したとおり、党京都府委員会は個人情報保護法第57条第3項の規定に基づくプライバシーポリシーにおいて、「個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。」と規定している観点から、認められない。

個人情報保護法の規定が適用される（すなわち、適用除外とされていない）第3条の基本理念に基づき、改めて上記4（1）ウに記載した個人情報の定義に該当する本件対象保有個人情報を特定し、開示するよう求める。

ウ 「ただし、請求内容の（1）（2）についての見解は次のとおりです。」について

上記4（1）アに記載したとおり、個人情報保護法第33条第2項は開示請求に係る保有個人情報の開示義務を定めていること、及び上記イに記載した趣旨に基づき、「請求内容の（1）（2）についての見解は次のとおりです。」と回答するのみで、本件対象保有個人情報を不開示とした取り扱いは、認められない。

なお、個人情報保護法第33条第2項は、同項が規定する不開示情報のいずれかが含まれている場合は「その全部または一部を開示しないことができる。」と規定しているが、本件不開示決定において不開示情報に関する記載は存在しないことから、本件対象保有個人情報の全ての部分を開示するよう求める。

エ 「党南地区委員会および京都府委員会として、あなたの個人情報に関わる部分はすでに「しんぶん赤旗」および、京都府委員会ホームページに発表されているもので、それ以外に個人情報に該当するものではありません。」について

(ア) 「あなたの個人情報に関わる部分はすでに「しんぶん赤旗」および、京都府委員会ホームページに発表されている」という事実については、認める。

しかし、「あなたの個人情報に関わる部分はすでに「しんぶん赤旗」および、京都府委員会ホームページに発表されている」という事実があったとしても、そのことのみを理由として、本件対象保有個人情報を開示しないという取扱いは、認められない。

上記4（1）ウの引用部分の事例7に記載したとおり、新聞、ホームページ及び SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされた特定の個人を識別できる情報は、個人情報に該当する。審査請求人の個人情報が記載されている「しんぶん赤旗」記事、ホームページ及び SNS への投稿等を全て特定し、開示するよう求める。

- (イ) 審査請求人が2023年4月25日付けで行った党中央委員会幹部会委員長に対する開示請求に対する同年5月15日付けの別件不開示決定において、党中央委員会書記局は、「党規律委員会が受け取った「処分報告項目例」などの関連資料」を保有している事実を認めている。

上記イ及びウに記載した趣旨に基づき、「党規律委員会が受け取った「処分報告項目例」などの関連資料」（すなわち、保有個人情報開示請求書の1（1）及び（2）で開示を求めた、党京都南地区委員会及び党京都府委員会が「党中央委員会規律委員会へ送付した報告書」）を全て開示するよう求める。

- (ウ) 「それ以外に個人情報に該当するものではありません。」という事実は、認められない。

- ① 上記4（1）エの（ア）ないし（ウ）に記載したとおり、情報公開審査会は、以下のaないしcについても、保有個人情報に該当するとの判断を示している。

- a. 当該文書の作成目的等を考慮し、当該文書に記載された情報を他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報
- b. 審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実に関する情報など、審査請求人と密接に関係のある情報
- c. 審査請求人に対して質問し審査請求人が答弁したことを質問てん末書に取りまとめたことに関する記載

「党規律委員会が受け取った「処分報告項目例」などの関連資料」の中には、上記aないしcに記載した保有個人情報が存在していると考えるのが、経験則上自然である。

- ② 審査請求人の個人情報が掲載された「しんぶん赤旗」記事、ホームページ及びSNSへの投稿の中には、審査請求人の除名処分を決定・承認した党京都南地区委員会及び党京都府委員会の会議録に該当するものは存在しない。

しかし、党規約第55条において、被除名者による「再審査の求め」に関する手続を規定している以上、党京都南地区委員会及び党京都府委員会は、当該会議録を作成し、保有していると考えるのが経験則上自然である。少なくとも、当該会議録を作成したが、保存期間が経過したので廃棄したとはいえないはずである。

仮に、党京都南地区委員会及び党京都府委員会が当該会議録を作成、保有していないのであれば、党京都南地区委員会及び党京都府委員会は、党規約第55条に基づく被除名者による「再審査の求め」において、審査請求人の主張に反論するための根拠となる資料を作成、保有していないということになる。

なお、会議録については個人名を匿名化し、例えばMなどと記載している可能性もあるが、上記4（1）エ（ア）に記載したとおり、他の情報と照合することにより本人が識別できる情報は、保有個人情報に該当する。また、上記4（1）ウの引用部分の事例4に記載したとおり、当該会議録を作成するために使用された音声録音情報についても、本件対象保有個人情報に該当する。

- ③ 後記オないしキに記載したとおり、審査請求人が開示を求めた保有個人情報の（3）ないし（5）についても、本件対象保有個人情報に該当する。

オ 保有個人情報開示請求書の1（3）に記載した「党員の処分に関する規約の運用マニュアル」を不開示とすることは認められない

(ア) 審査請求人が開示を求めた保有個人情報の(3)は、「党員の処分に関する規約の運用マニュアル(私に対する処分について、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって除名処分が選択されたのかが分かる資料)」である。

上記4(1)オに記載した最高裁判所の判断に基づけば、審査請求人に対する除名処分においても、「処分基準の適用関係が示されなければ」「いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難である」と言える。

したがって、審査請求人が開示を求めた保有個人情報の(3)は、本件対象保有個人情報に該当する。該当する保有個人情報を全て開示するよう求める。

(イ) なお、個人情報保護法第16条は、「存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの」(例:①本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの、③国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、④犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの)<sup>4</sup>を保有個人データの対象外としているが、審査請求人が開示を求めた保有個人情報の(3)は、「存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの」には該当しない。

#### カ 保有個人情報開示請求書の1(4)に記載した「用語の定義がわかる資料」を不開示とすることは認められない

上記オに記載した理由により、審査請求人が開示を求めた保有個人情報の(4)に該当する保有個人情報を全て開示するよう求める。

#### キ 保有個人情報開示請求書の1(5)に記載した「党規約第55条が定める被除名者による「再審査の求め」に関する手続が分かる資料」を不開示とすることは認められない

上記オに記載した理由により、審査請求人が開示を求めた保有個人情報の(5)に該当する保有個人情報を全て開示するよう求める。

上記4(1)オに記載したとおり、処分理由を審査請求人に知らせることは、「不服の申立てに便宜を与える趣旨」であるとするれば、「除名に関しての再審査」の手続を教示することも、「不服の申立てに便宜を与える趣旨」として、保有個人情報に含まれると考えられる。

なお、党中央委員会書記局は、2023年5月15日付けの別件不開示決定において、審査請求人に対して、「除名に関しての再審査については、被除名者がいかなる書式で提出しようと再審査の対象になる」と説明している。

したがって、「除名に関しての再審査については、被除名者がいかなる書式で提出しようと再審査の対象になる」ことを規定した資料は、審査請求人が開示を求めた保有個人情報の(5)に該当する。

### 5 本件審査請求に当たっての審査請求人の意見及び回答を求める事項

(1) 本件不開示決定において、私(審査請求人)に関する個人情報はすでに「しんぶん赤旗」とホームページに掲載したものが全て、というのが回答の基本となっている。

そうであるならば、

<sup>4</sup> [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_tsusoku/#a2-7](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a2-7)

- ア 上記4（2）エ（ア）に記載したとおり、「しんぶん赤旗」とホームページのどの記事かを特定して示すよう求める。
- イ これまで「しんぶん赤旗」とホームページに掲載されたもののなかには、除名を決定・承認した党南地区委員会及び党京都府委員会の会議録を思わせるようなものは存在していない。そうすると、会議録は存在していない（①そもそも会議録を作成する理由がなく作成していない、②作成したが廃棄した）ということか否か、回答を求める。
- （2）2023年2月2日に実施された私に対する除名処分に関する調査において、党京都南地区委員長は調査に関する手持ち資料を保有していた事実がある。当該資料は、上記4（2）エないしカに記載した保有個人情報に該当すると考えるのが経験則上自然である。当該資料（当該資料の作成に当たって党中央委員会に送付した検討中の案及び関連資料を含む。）のうち、保有個人情報に該当する部分を全て開示するよう求める。

以上